

「事業場におけるメンタルヘルス対策推進セミナー」の開催について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より当署の行政運営にあたり格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省の調査では職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は5割を超え、また、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病して労災認定される労働者が、平成28年度は過去最多の498件となりました。

このような状況を背景に、職場におけるメンタルヘルス対策の取組はますます重要なものとなっており、厚生労働省では平成27年12月1日より、労働者50名以上の事業場にはストレスチェックの実施を義務付ける等の施策を進めているところです。

そのため当署では、山口産業保健総合支援センターとの共催により、職場における具体的なメンタルヘルス対策の進め方に係るセミナー（参加無料）を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴殿又は事業場の労働衛生管理を担当される方にご参加頂きますようご案内申し上げます。

なお、ご出欠等につきまして、別紙にてFAX（番号0834-21-1690）によりご連絡をお願いします。

記

- 1 日 時： 平成29年9月15日（金）
14時00分から16時15分まで
- 2 場 所： キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター
1階 カルチャールーム
（周南市大字徳山427番地）

担 当	徳山労働基準監督署 安全衛生課 桑原・光永 〒745-0844 周南市速玉町3-41 TEL:0834-21-1788 FAX:0834-21-1690
--------	--

「事業場におけるメンタルヘルス対策推進セミナー」

山口産業保健総合支援センター
徳山労働基準監督署

日時：平成29年9月15日（金） 14時00分から16時15分まで
場所：麒麟ビバレッジ周南総合スポーツセンター 1階 カルチャールーム

【次第】

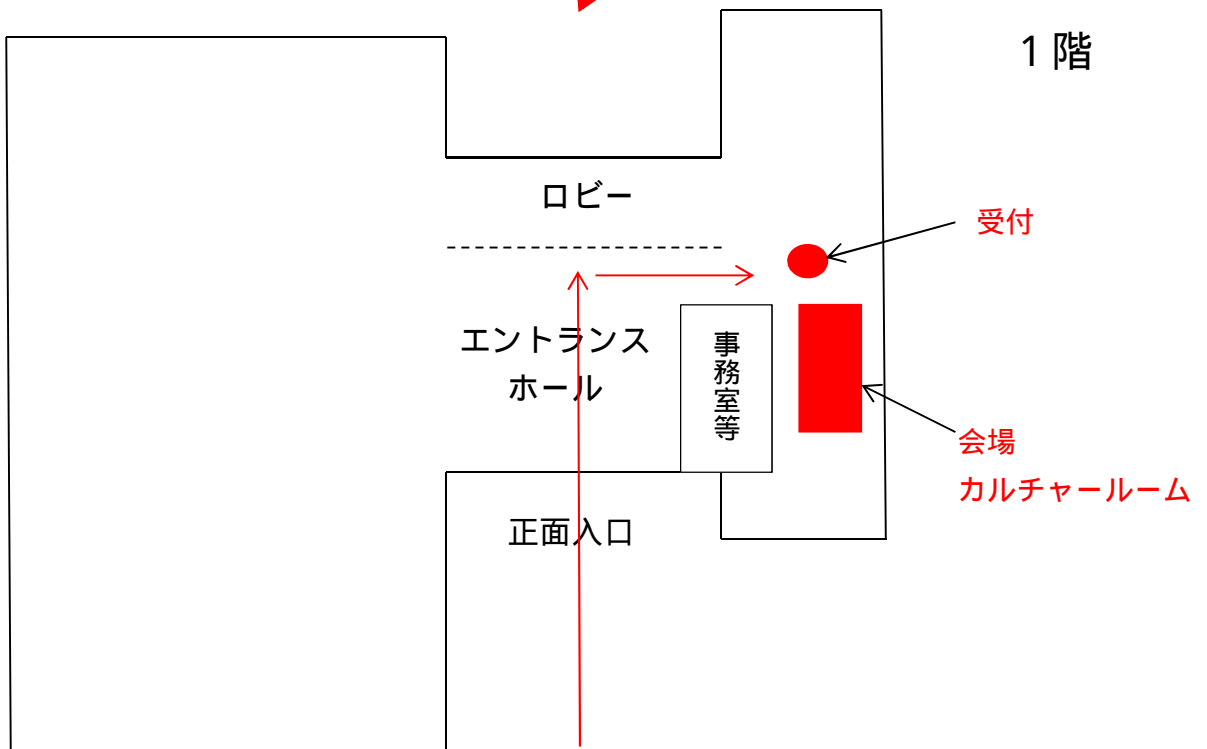
- 1 主催者挨拶 14:00～
徳山労働基準監督署 署長 橋本 龍延
- 2 メンタルヘルス対策指針とストレスチェック制度 14:05～
独立行政法人 労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター
産業保健相談員
メンタルヘルス対策促進員
労働衛生コンサルタント 清藤 正裕
- (休憩：10分)
- 3 周南地域における健康づくりの取組について 15:45～
山口県周南健康福祉センター 健康増進課地域保健班

周南市役所 こども健康部健康づくり推進課
- 4 労働時間把握のガイドラインについて 16:00～
徳山労働基準監督署 労働基準監督官 藤岡 章人

会場案内図



周南市体育協会作成図面より掲載



キリンビバレッジ 周南総合スポーツセンター
 〒745-0851 周南市大字徳山4 2 7 番地
 TEL 0834-28-8311

「事業場におけるメンタルヘルス対策推進セミナー」出欠連絡票
(送付状は不要です。)

事業場名 (支店営業所、工場名等)		
所在地	電話番号	労働者数

出席・欠席
(どちらかに を付してください)



出席予定者 職氏名	
--------------	--

セミナーを有意義なものにするため、以下のアンケートにも☑やご記入にご協力ください。

(セミナーを欠席される場合もご協力ください。)

健康診断における 有所見の対応	定期健康診断の結果、有所見者に係る医師等からの意見聴取を行っていますか (事後措置の実施)	定期健康診断は行っているが、医師意見聴取について 行っている 行っていない 定期健康診断を行っていない
長時間労働 への対応	月80時間以上など一定の時間外労働・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者に対して、医師による面接指導を行っていますか	行っている 行っていない
メンタルヘルス対策など	メンタルヘルス対策を行っていますか また、その内容はどのようなことですか	行っている(下記の該当事項にもチェックをお願いします) メンタルヘルス不調者の把握の実施 (管理者等による声掛け、相談体制の整備など) 不調者を把握したときの対応方法の策定 (職場環境の改善、退職者の職場復帰支援など) メンタルヘルス推進担当者の配置 研修の実施(社外研修を含む) 上記を盛り込んだ「こころの健康づくり」計画策定 (4つのケア(セルフケア・ラインケア・産業保健スタッフによるケア・外的資源ケア)毎に実行計画を立てるなど) その他() 行っていない
	職場におけるパワハラ対策を行っていますか	行っている 研修の実施(社外研修を含む) 相談体制の整備 行っていない
エストラ の導入 の度 チ	従業員のストレスチェックを行っていますか	行っている 行っていない

メンタルヘルス対策等に関するご質問事項があれば記入してください。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。～健康診断と事後措置の徹底を!～